

議事日程(第3号)

令和7年12月18日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第46号 国富町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第2 議案第47号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第48号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第49号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第50号 国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第51号 国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第52号 国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第53号 財産の取得(ホイールローダーの所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡)について
- 日程第9 議案第54号 令和7年度国富町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第10 令和7年請願第2号 西警察署移転計画についての請願
- 日程第11 議員派遣の件について
- 日程第12 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第13 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第46号 国富町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第2 議案第47号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

例について

- 日程第3 議案第48号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第49号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第50号 国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第51号 国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第52号 国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第53号 財産の取得（ホイールローダーの所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡）について
- 日程第9 議案第54号 令和7年度国富町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 令和7年請願第2号 西警察署移転計画についての請願
- 日程第11 議員派遣の件について
- 日程第12 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第13 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

---

出席議員（13名）

1番 井戸川紀代子君	2番 郡 一寛君
3番 竹田 貫紀君	4番 石山 和真君
5番 中村 繁樹君	6番 日高 英敏君
7番 山内 千秋君	8番 武田 幹夫君
9番 渡邊 静男君	10番 河野 憲次君
11番 谷口 勝君	12番 近藤 智子君
13番 穂寄 満弘君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 横山 寿彦君

主幹兼議事調査係長 日高 雄二君

説明のため出席した者の職氏名

町長	日高 利夫君	副町長	横山 秀樹君
教育長	荒木 幸一君	総務課長	坂本 透君
財政課長	境田 伸一君	税務課長	長友正登志君
町民生活課長	前田 耕作君	福祉課長	津留 慎義君
保健介護課長	横山 香代君	農林振興課長	春元賢一郎君
農地整備課長	長友 寿隆君	都市建設課長	木下 輝彦君
上下水道課長	佐藤 利明君		
会計管理者兼会計課長			日高 佑二君
教育総務課長	三好 秀敏君	社会教育課長	桑畑 武美君
学校給食共同調理場所長			尾上 光君
監査委員	山口 孝君		

午前9時30分開議

○議長（穂寄 満弘君） おはようございます。早朝より傍聴、まことにありがとうございます。

今期定例会も、本日が最終日となります。議員並びに執行部の皆様には、議事の進行にご協力をよろしくお願いします。

ただ今の出席議員数は、13名です。定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第46号

○議長（穂寄 満弘君） 日程第1、議案第46号「国富町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号「国富町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（穂寄 満弘君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第46号「国富町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第2. 議案第47号

- 議長（穂寄 満弘君） 日程第2、議案第47号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（穂寄 満弘君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（穂寄 満弘君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（穂寄 満弘君） 挙手多数と認めます。

したがって、議案第47号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第48号

- 議長（穂寄 満弘君） 日程第3、議案第48号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（穂寄 満弘君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（穂寄 満弘君） 挙手全員と認めます。

したがいまして、議案第48号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第49号

○議長（穂寄 満弘君） 日程第4、議案第49号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（穂寄 満弘君） 挙手全員と認めます。

したがいまして、議案第49号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第50号

○議長（穂寄 満弘君） 日程第5、議案第50号「国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号「国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（穂寄 満弘君） 挙手全員と認めます。

したがって、議案第50号「国富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第51号

○議長（穂寄 満弘君） 日程第6、議案第51号「国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号「国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（穂寄 満弘君） 挙手全員と認めます。

したがって、議案第51号「国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第52号

○議長（穂寄 満弘君） 日程第7、議案第52号「国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号「国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（穂寄 満弘君） 挙手全員と認めます。

したがって、議案第52号「国富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第53号

○議長（穂寄 満弘君） 日程第8、議案第53号「財産の取得（ホイールローダーの所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡）について」を議題とします。

これから、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号「財産の取得（ホイールローダーの所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡）について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（穂寄 満弘君） 挙手全員と認めます。

したがって、議案第53号「財産の取得（ホイールローダーの所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡）について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第54号

○議長（穂寄 満弘君） 日程第9、議案第54号「令和7年度国富町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（日高 利夫君） 改めておはようございます。それでは、ただいま議題となりました議案第54号「令和7年度国富町一般会計補正予算第4号について」ご説明いたします。

今回の補正の内容としましては、障害者総合支援法に基づき、障害児の生活能力向上に必要な訓練などに要する費用を給付します障害児施設給付費につきまして、下半期以降において放課後等デイサービスなどの利用者が増加しているため不足する給付費等を追加するものであります。

補正額は6,001万9,000円で、補正後の予算規模は111億9,637万8,000円となります。また、これに充てる財源は、国庫支出金3,000万円、県支出金1,500万円、普通交付税1,501万9,000円を見込んでおります。

なお、このたびの追加議案は、今定例会に提出しております一般会計補正予算（第3号）の提出後に予算不足が判明しましたことから提案させていただくものであります。このような事態になりましたことを深くおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。今後、このようなことがないように、より一層、適正な予算執行に努めてまいります。ご審議の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（穂寄 満弘君） 補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） これから質疑を許します。近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） 障害児施設給付の追加ということでありますけれども、具体的にはどのような追加になっているのか、金額等ありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（穂寄 満弘君） 津留福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） それでは、ご説明したいと思います。

この障害児施設給付費、これにつきましては、今、町長のほうからも説明がありましたとおり、障害者総合支援法、これに基づきまして障害児の生活能力向上に必要な訓練などに要する費用を給付するものでございます。

この障害児施設給付費で給付しますサービスについてでございますが、大きく3つに区分されます。1つ目が、児童の発達支援、これは施設における日常生活への基本動作の指導や集団生活の適合訓練となります。2つ目が、放課後等デイサービスで、これは、授業の終了後や夏休みなどにデイサービスに通って生活能力向上のための訓練や社会との交流促進を行うものであります。3つ目が、保育所等訪問支援でございます。これは、発達支援を行います施設の職員が保育園や学校など訪問して、集団生活への適応のための専門的支援を行うものでございます。

この中で、特に下半期以降におきまして、町長の説明にもありまして、放課後等デイサービスの利用者が増加をしております、今後の給付費等に不足が見込まれるため、今回、補正額を追加させていただいているものでございます。

給付費につきましては、当初、年間の見込額を1億8,028万8,000円で全体を見込んでおりましたが、積算によりまして、今年度の年間の給付費見込みが2億4,028万8,000円というふうに見込みましたことから、差額の6,000万円、これを補正させていただくという形で、追加で計上させていただいたものでございます。

以上であります。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） 放課後デイサービスの人数が多くなったということですが、すごく金額的には大きいですね。どのぐらい増えたのか、ちょっと教えていただきたい、後半、これだけ増えるということはちょっと考えられないかなと。

○議長（穂寄 満弘君） 津留福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） それでは、お答えしたいと思います。

今申し上げましたこの障害児施設給付費のサービスの一つであります放課後等デイサービス、この利用者数を見ますと、本年4月の利用者が23名であったところが、後半に入りまして、9月が89人、そして10月が91人と3倍以上に増加をしております。また、ほかのサービスも含めた全体のサービスの利用者についても、4月が71人であったところが9月が159人、そして10月が161人と全体でも倍以上、増加している状況であります。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） すごい数が増えているんですけど、何か原因とかあったのか、それか、数を、勘違いじゃないと思うんですけど、なぜこれだけ増えたのか、その原因が分かりましたら教えてください。

○議長（穂寄 満弘君） 津留福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） それでは、お答えしたいと思います。

利用者が増えた理由ですけれども、これまでも必要な相談やサービスにつながるよう、訪問や、そして相談業務などを行ってまいりましたが、近年はさらに、担当保健師の努力、また相談事業所とのさらなる連携によりまして、真に相談やサービスを必要とする児童の掘り起こしができてきたことによりまして、この障害児施設サービスの給付費のサービスの利用者の増加につながってきたというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） ほかに質疑はありませんか。

これから、討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号「令和7年度国富町一般会計補正予算（第4号）について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（穂寄 満弘君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第54号「令和7年度国富町一般会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 令和7年請願第2号

○議長（穂寄 満弘君） 日程第10、令和7年請願第2号「西警察署移転計画についての請願」を議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。総務厚生常任委員長、中村繁樹君。

○総務厚生常任委員長（中村繁樹君） ただいま議題となりました令和7年請願第2号「西警察署移転計画についての請願」の審査経過と結果をご報告いたします。

本請願につきましては、12月12日の総務厚生常任委員会におきまして慎重に審査を行いました。本請願の要旨は、宮崎県が進めている（仮称）宮崎西警察署の国富町総合運動公園敷地内への移転計画に対し、移転の是非を問う全住民を対象としたアンケートの実施を求めるものであります。

本委員会の審査に当たりましては、紹介議員である石山和真議員からの趣旨説明を聴取するとともに、執行部より移転計画の状況、住民説明会の実施状況について説明を求め、本請願の内容について慎重に審査を行いました。

その結果、執行部からは住民説明会での声、広報誌、ホームページでの意見募集を通じて、本県に関する多様な住民の皆様の意向を一定程度把握しているという説明を受けました。また、移転計画に反対に関わる署名活動も現時点ではないことが確認されました。さらには、アンケート調査の実施には相応の時間を要することなどを考慮し、全町民アンケート調査につきましては、実施すべきではないとの結論に達しました。

このような観点から、西警察署移転計画について、この請願は採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（穂寄 満弘君） これから、委員長報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

まず、原案に賛成者の発言を許します。次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（４番 石山 和真君） それでは、請願に賛成という立場で討論をさせていただきます。

まず、12月12日に行われた総務厚生常任委員会でのこの請願書について執行部も町長参加のもと、審査を行っていただき、ありがとうございました。

結果は、中村委員長の報告にもあったとおり不採択とはなりましたが、その不採択を最終結論にするのは、これから行われる採決によって決まります。

今回の請願書の趣旨は、（仮称）西警察署移転計画の候補地が現在の運動公園西側になっていることに対し、住民アンケートを実施してほしいということです。

確認のためつけ加えますが、警察署の移転を反対する請願書ではありません。そして、請願書とは、執行部に対し、町民の代表機関である私たち議会を通して、住民の要望を伝えるものであります。

議員必携には、請願書の採択基準に議会の自主的判断がなされているか、執行部の意見を尊重するあまり、自主性を失ってはならないと明記されています。住民の代表機関である私たちに届いた貴重な声であります。

3月に予定されている採決は、現在の候補地を県に売るという国富町の歴史に残る重い判断になります。それを決めるのはここにいる議員の一人一人の意思となります。この歴史に残る計画を執行部と議会の意思で決めてもいいものでしょうか。

全住民アンケート実施には、いまだに計画を知らない住民に対しての情報を伝えることにもつながると思います。いまだに計画を知らない住民に対し、自治会に加入していない、新聞を見ていない、広報を見ていない、また町政に興味がない、日々の生活で精いっぱい、様々な理由で計画を知らない声があると思います。そして、私たちが聞けていない声を、私たちから主体的に住民一人一人に聞きにいかなければならないのではないのでしょうか。

まだまだ聞けていない住民の声はあると思います。それをアンケート実施により、直接一人一人の声を聞く、歩みある行動を議会の総意として採択という結論が出ることを強く望みます。

以上で私の討論を終わります。

○議長（穂寄 満弘君） 次に、原案に反対者の発言を許します。近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） 「西警察署移転計画についての請願」についての反対の討論をさせていただきます。

西警察署移転計画につきましては、令和5年12月議会の全員協議会で説明がありましてから、地元住民の説明会や区長会、先月に行われました町民対象の説明会、また町議会での一般質問等で十分に説明がなされております。多様な意見はありますが、本町の安心、安全のため、また地域の商業化活性化のためにも大変重要であります。このようなことから、全町民アンケートの調査については反対討論とさせていただきます。

○議長（穂寄 満弘君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 反対討論ありませんか。河野議員。

○議員（10番 河野 憲次君） おはようございます。傍聴者の皆様、早朝からご苦労さまでございます。

請願第2号「西警察署移転計画についての請願」につきまして、反対の立場から討論をいたします。

このほど、高岡警察署の移転につきましては、ちょうど2年前、令和5年12月7日、新聞報道で、高岡警察署の移転先として、国富町運動公園西側の町有地を候補地として選定したとの記事が掲載されました。

移転の理由としては、高岡警察署は昭和41年に完成し、50年以上が経過、老朽化や雨漏りで、都城警察署の次に移転、新築が県の計画となっていたこと。平成以降、7回の床上浸水や駐車場の冠水被害が出ており、移転、新築は喫緊の課題であったこと。また、移転先を国富町運動公園の一角とした理由といたしましては、現在の北警察署、南警察署はどちらも浸水想定区域内に設定されており、南海トラフ等を考慮した場合、何があっても絶対に浸水しない場所に設置しなければならないこと。本町にはそのような場所は、本庄高台以外にないことであります。

高岡警察署の約2倍の敷地面積があり、機動性と機能性を兼ね備えた場所であること。一つ、町の中心部にあり、安全、安心の抑止効果が最大に発揮できる場所であることであります。隣接する運動公園のグラウンドが、ヘリの離着陸場にも設定され、役場も隣にあることから、迅速な協力体制がとれ、理想的な防災拠点となる可能性が高い場所であることであります。一つは、庁舎の自動車警ら隊と交通機動隊も集約でき、本町の交通安全対策に多大の効果が期待できる場所であることであります。

そのような回答をいただければ、どこにそれに反対する理由が存在するのでしょうか。反対であれば、その代替案を示すべきでょうが、反対者の皆さんからは、何の代替案も提示されておりません。私ども議会には、新聞報道の前日、12月6日、町執行部から町議会に対し、高岡警察署の本町移転への経緯と移転の概要についての説明がありましたが、この時点でも運動公園の一角に移転することについての反対の意見はありませんでした。

逆に、歴代町長が以前から県警に対し、移転計画の協議の際は、国富町も候補の一つに入れてほしいという長年の要望が現実となり、ビッグニュースとして歓迎したことを覚えております。その後、町執行部では、国富町全町民を対象にした住民説明会や、全区長を対象にした説明会が開催され、また近隣住民向けの説明会も開催をしております。

この間、当初、新聞報道がなされてから、一部の町民からの反対の意見はありました。多くの町民が移転に反対であるという署名につながるような反対行動は起きておりません。私も一議員として、町民から多くの意見を聞きましたが、町議会議員は何をしようとかと、議員が何で警察署を反対するのかと。もう一回繰り返します、町議会は何をしようとかとお叱りをいただくこともありました。

一昨日の一般質問の中村議員との答弁の中でありました。警察とは国民、県民を、町民を守るために警察が存在し、その最前線で命がけで私たちを守ってくれるのが警察署であるという町長の考え方に、私も全く同感であります。

以前、全協の中で新人議員から、あなたたちは何で警察署を反対せんかったかっていう新人議員の声をいただきました。私はそのときに言いました。国家の支部が国富町に来るようなもんだと。いいとか悪いとかではなく、我が国の平和と安全を守るための国家の方針なのであります。メリットやデメリットは既に町から報告があったとおりであります。

しかし、周辺で生まれ育ち、幼いころに公園のブランコで遊び、夏にはセミを捕り、木陰で読書をしたり、お父さん、お母さんにつられて幼児プールで遊んだ皆さんには、本当に周りの景色が一変することへのやりきれない思いがあることを、私たちも十分に理解できます。そういう皆さんが大人になり、家族を持ち、幼いころに自分たちが楽しんだ公園やプールを自分たちの子どもたちに残してやることができないかもしれない。本当に悔しい思いもあるでしょう。しかし、公園はなくなるわけではありません。みんなで知恵を出し合い、子どもの喜ぶ公園づくりを目指そうではありませんか。

周辺地域の皆様には本当に申し訳ない思いがありますが、どうか国富町全体の問題として理解を何とかお願いをいたしたいと思っております。

警察署が起爆剤となり、今後、企業や各種団体の立地や誘致に向けても好条件となり人口増加、本町の発展に大きくつながるよう、子どもたちのためにみんなで知恵を出し合おうではありませんか。

委員会の報告は不採択であります。したがって私も委員会の決定を全面的に支持し、移転の是非についてのアンケートを取る必要はないと考え、アンケートには反対であります。

最後に、町民の皆様には広い視野で将来の国富町の発展を見据え、ご理解をいただきますことをお願い申し上げ、一方、執行部においては反対者の意見も真摯に受け止め、できる限りの対応

をとっていただきますよう申し上げ、反対討論といたします。

○議長（穂寄 満弘君） これにて討論を終了します。

これから、令和7年請願第2号「西警察署移転計画についての請願」の採択を行います。

お諮りします。請願に対する委員長の報告は採択です。令和7年請願第2号「西警察署移転計画についての請願」を採択することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（穂寄 満弘君） 挙手少数と認めます。

したがって、令和7年請願第2号「西警察署移転計画についての請願」は、不採択とすることに決定しました。

---

### 日程第11. 議員派遣の件について

○議長（穂寄 満弘君） 日程第11、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、国富町議会会議規則第124条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思います。なお、計画の一部変更などについては、議長に委任を願いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに、決定しました。

---

### 日程第12. 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（穂寄 満弘君） 日程第12、総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申し出がありましたので、お諮りします。

申し出のありました、総合開発計画、スマートインターチェンジ周辺施設整備、商工業活性化及び誘致企業対策、防災対策、感染症対策、交通安全対策、防犯対策、地域公共交通対策、地方創生と人口減少対策、地球温暖化対策、法華嶽公園の管理・運営、国保事業、保健事業、後期高齢者医療事業、福祉事業及び廃棄物処理事業関係等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 異議なしと認めます。したがって、総務厚生常任委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

---

### 日程第13. 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（穂寄 満弘君） 日程第13、文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申し出がありましたので、お諮りします。

申し出のありました、教育環境施設事業、口蹄疫対策、降灰対策、高病原性鳥インフルエンザ対策、地球温暖化対策、農畜産物の生産・販路、農家の経営状況、森林・林業・木材産業施策の推進、綾川雑用水管理事業、公共施設等の耐震補強工事を含む改築工事、公共事業の推進、スマートインターチェンジ周辺整備促進及び上下水道事業等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 異議なしと認めます。したがって、文教産業常任委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

---

### 日程第14. 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（穂寄 満弘君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によりまして、お手元に配付をいたしました申出書のとおり、委員長から申し出がありましたので、お諮りします。

申し出のありました、議会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項並びに議会活性化、議員報酬、議会基本条例、デジタル化の推進等に関する事項について、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長の申し出は閉会中の継続審査及び調査とすることに、決定しました。

---

○議長（穂寄 満弘君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

よって、令和7年国富町議会第4回定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時13分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月18日

議 長 穂寄 満弘

署名議員 竹田 貫紀

署名議員 渡邊 静男

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

議 長

署名議員

署名議員